

<報道発表資料>

令和7年10月27日

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

第85回京都市都市計画審議会の開催

京都市では、都市計画法に基づき都市計画案の調査審議を行うため、京都市都市計画審議会を設置しています。

この度、第85回京都市都市計画審議会を開催します。

【開催概要】

- 日時 令和7年11月14日（金）午後2時～
- 場所 A N A クラウンプラザホテル京都 平安の間
(〒604-0055 京都市中京区堀川通二条下る土橋町10番地)
- 議題
 - (1) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更について
(京都市決定)
 - (2) 特定生産緑地の指定について（意見聴取）
 - (3) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市再生特別地区の決定について
(京都市決定）（三条駅前地区）
 - (4) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道の変更について
(京都市決定）（鳥羽水環境保全センター）
- 傍聴について
 - (1) 傍聴定員
15名 ※別途、記者席を設けます。
 - (2) 傍聴手続
傍聴の受付は、当日の午後1時30分から午後1時45分まで会場受付で行い、
傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定します。
 - (3) その他
 - ・ ペーパーレス化の推進による環境負荷の軽減を図るため、本審議会当日の紙資料の配布は行いません。会場内のスクリーンに説明資料を投影いたしますが、傍聴に当たり、お手元で説明資料及び図面等を御覧になれる場合は、本審議会当日に当課ホームページ（下記URL・二次元コード参照）に審議会資料を掲載しますので、
 - ◇ お持ちのタブレット、パソコン、携帯端末等を使用して閲覧いただくか
 - ◇ 当課ホームページに事前に掲載した資料を印刷して持参いただくか

の対応をお願いいたします。

なお、会場から当課ホームページに掲載した資料を閲覧される場合には、ホテルの無線 LAN を御利用いただくか、御自身で通信環境を御用意していただくようお願いいたします。

【資料掲載 URL】

https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_annai/tokei/0000346689.html

【二次元コード】

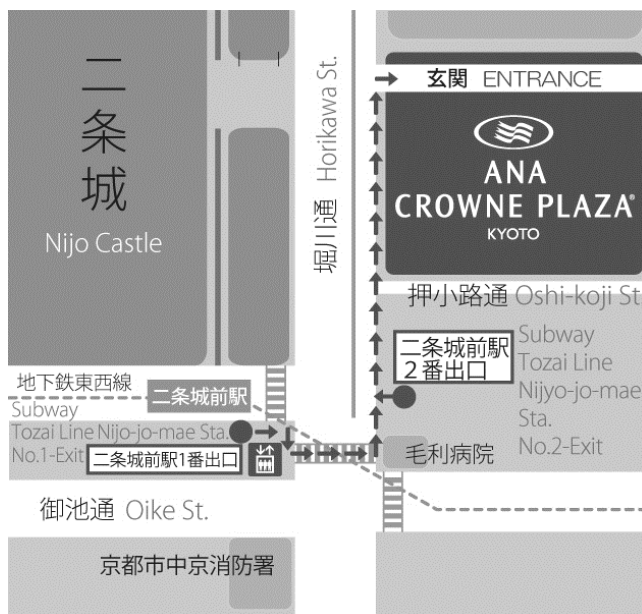


- ・ 別途、記者席を設けます。録画及び録音については、京都市都市計画審議会傍聴規程第 6 条第 2 項に基づき、報道機関の方のみ、会議冒頭（事務局による付議案件の説明が終わるまで）に限り可能です。

なお、録画を希望される場合、会場設営の都合上、11月13日（木）午後4時までに御連絡ください。

- ・ 当日の審議会中に、京都市都市計画審議会運営要綱第 2 条第 1 項に基づき、審議会が公開すべきでないとする場合は、非公開となることがあります。

● 会場周辺図



地下鉄東西線二条城前駅 2 番出口から
北へ徒歩約 1 分

※ 公共交通機関を御利用のうえ、お越し
ください。

● 参考：付議案件について

1 生産緑地地区の変更について

市街化区域内における良好な都市環境の形成に資する生産緑地について、位置及び区域並びに面積の変更が生じたため変更しようとするものです。

2 特定生産緑地の指定について

特定生産緑地の指定に当たり、生産緑地法第10条の2第3項の規定に基づき、本審議会へ意見聴取を行うものです。

3 都市再生特別地区の決定について（三条駅前地区）

都市再生緊急整備地域として定められている京都市三条駅周辺地域内の京阪電車三条駅の旧地上駅跡地において、「えきから始まるまちづくり」として、当該地域の更なる魅力や活力の向上を図ることにより、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、都市再生特別地区を決定しようとするものです。

4 下水道の変更について（鳥羽水環境保全センター）

鳥羽水環境保全センター内において、焼却灰の発生量が大幅に減少したこと等から、ストック用地と位置付けてきた用地が不要となる見込みであるため、本センターの区域の縮小について都市計画を変更しようとするものです。

<お問合せ先>

京都市都市計画局 都市企画部都市計画課

電話：075-222-3505